

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定取消しについて

下記の事業者について、令和7年12月9日付で障害者総合支援法（以下「法」という。）第50条第1項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定を取消したので、お知らせします。

記

1 対象事業者

法 人 名 一般社団法人そらちね（所在地：福島県須賀川市）
代 表 者 代表理事 深谷早百合

2 事業所名称、所在地及び処分対象となるサービス

- (1) 事 業 所 名 称 共同生活援助事業所 たお須賀川
- (2) 事 業 所 所 在 地 福島県須賀川市森宿字白石坂60-5
- (3) サービスの種類 共同生活援助

3 処分年月日 令和7年12月9日

4 指定取消年月日 令和8年1月31日

5 処分理由

法第50条第1項第3号（人格尊重義務違反）

事業所において利用者3名の通帳、印鑑及び現金を管理していたが、不必要に預金が引き落とされ、作成していた帳簿は収支金額が正確に記載されておらず、また、支出額は領収書と金額が一致しなかったり、領収書等が存在しなかったりするなど、杜撰な管理が見受けられ、合わせて数百万円の使途不明金が見つかったことによる経済的虐待があった。